

「川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「川越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の一部改正の概要について

令和 2 年 4 月
こども未来部こども政策課

1 趣旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（以下「基準省令」という。）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（以下「基準府令」という。）の一部改正に伴い、川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）及び川越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（以下「運営基準条例」という。）の一部を改正しようとするものです。

2 内容

(1) 基準省令・府令の改正概要

「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」（令和元年12月10日子ども・子育て会議）において、地域型保育事業所卒園後の受入先確保のための連携施設の確保について、さまざまな対応策の活用により引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には不要とすべきとされたこと、及び保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化すべきとされたこと等を踏まえ、対応方針に沿った改正が行われたものです。

(2) 基準条例の一部改正の検討について

今回改正が行われた基準省令の規定は全て従うべき基準とされている規定です。また、いずれの項目も、従来の基準の内容を緩和するものです。

基準条例の改正にあたっては、最低基準である従うべき基準に合わせた改正を行うか、それを上回る基準とするかを検討いたしました。

検討の結果、基準省令・布令どおり改正する案としています。

3 施行期日

公布の日を施行日とします。

4 効果

家庭的保育事業等に対する基準の明確化を図ることができます。